

# いじめ防止基本方針

御船町立七滝中央小学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

七滝中央小は、県、御船町、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、この基本方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、学校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。学校の基本方針に沿った対策の実現のためには、校区内のいじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、七滝中央小の基本方針の記載内容についても、学校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

## 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのでいじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させる

とともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることと

する。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 構成員

七滝中央小学校は、「いじめ防止対策委員会」を校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、人権教育主任、養護教諭を構成員とする。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者などの外部専門家の参加を得て対応する。

#### (2) 組織の役割

七滝中央小学校の「いじめ防止対策委員会」は、以下の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

本組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行うために置くものである。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、本組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、本組織に集められた情報は、個別の児童ごとなど体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、本組織は、学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割を持つものとする。

## 4 年間計画

### (1) 年間の取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民等の参加を図るように努める。

#### ① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### ② いじめの早期発見

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### ③ いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

月	取組①【防止】	取組②【早期発見】	取組③【措置】
4 ・ 5	いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針確認 本校の現状・課題等の確認 「命を大切にする心を育む指導プログラム」	児童を見つめる会 学校生活アンケート	いじめの気づき発見 ↓ ↓ 校長・教頭へ 情報収集 児童からの聞き取り、家庭 地域との連携 ↓ ↓ 全職員の正確な情報の共有 ↓ いじめ防止対策委員会 ↓ ↓
6	人権学習(講話・公開授業) 心のきずなを深める月間	教育相談	個別対応 他の子童・保護者への対応
7	1学期のふり返り		いじめられた子 学級・学年 児童会
8	いじめ問題の事例研修等		いじめられた子の保護 関係保護者
9		学校生活アンケート	いじめた側の子 PTA 地域
10		教育相談	いじめた側の子の保護者 関係機関等
11 ・ 12	人権学習(講話・公開授業) 2学期のふり返り	保護者アンケート	↓ 解決・報告・継続観察
1		学校生活アンケート	
2 ・ 3	本年度のふり返りと次年度への引き継ぎ	教育相談	

(2) 取組の評価、会議、校内研修会などの実施時期

月 1 回いじめ防止対策委員会を校内の他の推進委員会と並行して行う。但

し、いじめの認知や通報を受けた場合は、臨時にいじめ防止対策委員会を開き対応への意思の統一を図る。

校内研修会にいじめ防止に関わる研修として、道徳教育や人権教育、情報モラル教育等の研修を実施する。

### (3) いじめの未然防止の取組と実施時期

毎週 1 回全職員で、普段の児童の観察や保護者からの情報、生活アンケートや教育相談などを共有する時間（児童をみつめる会）を設ける。また、各学期末に生活アンケートや教育相談後の取組やその反省を行う。

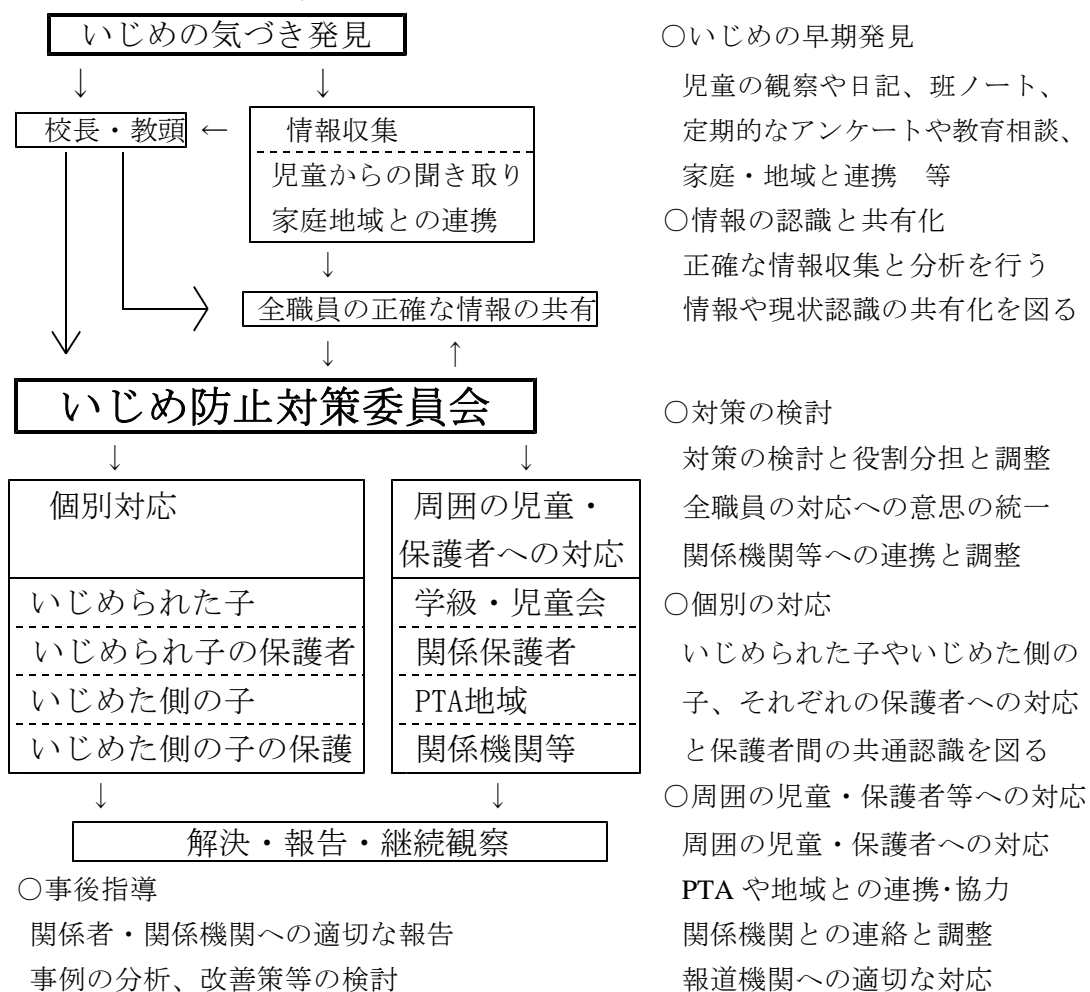
### (4) いじめの早期発見の取組と実施時期

各学期毎に生活アンケートと教育相談を実施する。

年に1回保護者にいじめアンケートを実施したり、学期毎の学級懇談で児童の様子を聞き取ったりする。

また、職員は、普段の児童の様子や日記、班ノート、学級ノート、日誌、保護者からの連絡などで実態把握を把握する。

## 5 いじめに対する措置



## 6 重大事態への対応

### (1) 御船町教育委員会又は学校による調査

#### ① 重大事態の発生と調査

##### ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会と相談し、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

##### イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

##### ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に置く「い

じめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

「いじめ防止対策委員会」による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- b いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

#### エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

##### (ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、御船



町教育委員会指導の下、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たる。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、御船町教育委員会の積極的な支援を求める。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。御船町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童とその保護者に対する情報を適切に提供する責任

御船町教育委員会又は七滝中央小学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、御船町教育委員会又は学校は、他

の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、御船町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

#### イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

### 7 その他いじめの防止のためのための対策に関する重要事項

#### 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

七滝中央小学校においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。